

重要事項説明書

〔令和7年4月1日現在〕

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

真和リハビリデイサービス 0 5 2 - 4 8 5 - 4 6 5 1

担当 伊藤 幸子（いとう さちこ） 重要事項説明者 伊藤 幸子

各市区町村でも受け付けております。※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 当事業所の概要

事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	真和リハビリデイサービス
所在地	愛知県名古屋市中村区松原町4丁目28番地の3 真和ビル1F
介護保険指定番号	通所介護事業（愛知県 2370502284 号）
サービス提供地域	中村区全域 西区：栄生町/則武新町/菊井町/新道町/牛島町/那古野町/名駅2丁目/東枇杷島町（一部） ※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

サービス提供日時

月 ～ 金 曜日	9：15 ～ 12：20（送迎時間を含まない）
	13：30 ～ 16：35（送迎時間を含まない）
定休日	土曜日・日曜日・年末年始・夏期休暇

職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	柔道整復師・鍼灸師	1 名	0 名	1 名
生活相談員	介護福祉士	2 名	0 名	2 名
看護職員	准看護師	0 名	2 名	2 名
介護職員	介護福祉士・初任者研修修了	6 名	5 名	11 名
機能訓練指導員	柔道整復師・准看護師	3 名	2 名	5 名

（4）事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 サービス内容

ケアプランに沿って、送迎、健康チェック、排泄介助、機能訓練、アクティビティー、介護相談その他必要な介護等を行います。

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険適用	単位数	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	370単位/日	¥500/日	¥1000/日	¥1,500/日
要介護2	423単位/日	¥557/日	¥1,113/日	¥1,670/日
要介護3	479単位/日	¥616/日	¥1,233/日	¥1,849/日
要介護4	533単位/日	¥674/日	¥1,348/日	¥2,022/日
要介護5	588単位/日	¥733/日	¥1,465/日	¥2,198/日
個別機能訓練加算（Ⅰロ）	76単位/日	上記に含む	上記に含む	上記に含む
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日	上記に含む	上記に含む	上記に含む
科学的介護推進体制加算	40単位/月	¥43/月	¥86/月	¥129/月
ADL維持等加算（Ⅱ）	60単位/月	¥64/月	¥128/月	¥192/月

要支援・事業対象者

介護保険適用	単位数	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要支援1・事業対象者 要支援2（週1回）	1,798単位/月	¥2,057/月	¥4,114/月	¥6,171/月
要支援2	3,621単位/月	¥4,098/月	¥8,196/月	¥12,294/月
科学的介護推進体制加算	40単位/月	上記に含む	上記に含む	上記に含む
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88単位/月 （要支援1・事業対象者） 176単位/月（要支援2）			

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の9.2%（上記に含まず）
----------------	--------------------

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

○自費をいただくもの（介護保険適用外）

リハビリパンツ（紙オムツ） 尿漏れパッド	一枚につき	150円
飲み物代（紅茶、コーヒーなど）	1日につき	100円
複写物（写真など）	一枚につき	50円
マスク代	一枚につき	10円

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費。1kmにつき60円。

(3) キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

（連絡先：052-485-4651）

①	ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡いただいた場合	無 料
②	ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡がなかった場合	デイサービス利用料の10%

（４）料金の支払方法

お支払い方法は、原則は口座引き落としとさせていただきます。

毎月月末締めとし、翌月２０日頃までに当月分の料金を請求させていただきます。翌月の２７日が引き落とし日になります。日・祝日より引き落とし日が前後する場合があります。（料金合計額の請求書及び明細書をお渡しします。）事情により口座引き落としできない場合は、現金徴収とさせていただきます。

５ サービス利用に当たっての留意事項

- ① 送迎時間は予め、ご利用者の要望をお聞きした上、当事業所で決めさせていただきます。
道路事情等により、送迎時間が多少前後したり、変更をお願いすることもあります。
- ② 体調不良等でサービスの提供に支障があると判断された場合、サービスの提供を中止します。
その際には速やかにご家族又は契約者にご連絡いたします。
- ③ 大規模災害が予測される状態にある場合に事業所の判断にてサービスの提供を中止します。
その際には速やかにご家族又は契約者にご連絡いたします。
(例：東海地震観測情報、竜巻注意情報、土砂災害発生注意情報等)
- ④ 服装等は活動し易い服装でご参加下さい。上履き・着替え・紙オムツ等をご持参下さい。
- ⑤ 金銭、貴重品の紛失、盗難に関しまして一切責任を負いません。できるだけ所持しないようにお願いします。やむを得ない場合は、ご本人様が確実に管理してください。
- ⑥ 利用者個人所有の飲食物のお持ち込みは感染症対策の一環として禁じております。特別な理由がある場合はご相談ください。
- ⑦ 火気、危険物の持ち込み、ペットの同伴は禁止します。
- ⑧ 敷地内外ともに禁煙とさせていただきます。
- ⑨ 共有の設備は他の迷惑にならないようにご利用ください。
- ⑩ 自家用車でお越し頂く事も可能ですが、駐車スペースに限りがございますのでご遠慮願う事も考えられます。なお、交通事故等に関して弊社は一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。
又、利用者同士の乗り合わせでの御来場は堅くご遠慮願います。
- ⑪ 介護保険法にて、通所介護事業所での施設送迎とはご自宅より施設まで(往復)と規約されております。従いまして、私的理由での途中下車は原則認められませんのでご理解下さいますようお願い申し上げます。(急な体調不良等の場合は除きます)
- ⑫ 当施設の通所介護サービスの特徴として、お客様がご自宅において日常生活を営めるように支援致します。
立つ、歩く事の大切さを実感して頂く為に出来る限りご自身で移動をしていただきます。その為、転倒リスクが上がります。施設内では十分配慮致しますが、活動性を向上させる為に転倒リスクが高まることを十分にご理解ください。

6 サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

通所介護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・お客様が介護保険施設に入居された場合
- ・お客様が亡くなられた場合

④お客様が正当な理由なくサービス休止、中止を繰り返した場合、または お客様の入院もしくは病気などにより、3か月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合。

⑤その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・お客様から、職員に対しての暴言などによって信頼関係維持が困難となり、サービス提供が出来なくなった場合は、書面で通知することで契約を解除させて頂く場合がございます。

（３）サービスの休止、中止

- ・風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者のご家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者（介護予防にあってはいきいき支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

9 サービス内容に関する苦情

1 弊社お客様苦情相談窓口

苦情相談窓口担当	伊藤 幸子(いとう さちこ) 藤原 広大(ふじわら こうた)
受付日	月曜日～金曜日（年末年始・夏期休暇は除く）
受付時間	午前 8：30～17：30

1 その他

名古屋市 介護保険課	電話：052-972-3087
愛知県国民健康保険団体連合会 （苦情相談専用）	電話：052-971-4165

【 会社の概要 】

社名	株式会社エス・ジー・ティ
資本金	3,000万円（資本準備金含まず） ※平成25年4月1日現在
社員数	22名（正社員のみ）
設立	平成23年11月
所在地	愛知県名古屋市中村区松原町4丁目28番地の3

代表者	代表取締役 松瀬 繁
-----	-----------------

【 事業内容 】

通所介護事業／接骨院事業／はり灸治療院事業／在宅・施設往療事業／レンタルスペース事業